

6. 休止している地下貯蔵タンクの取り扱いについて

腐食のおそれが（特に）高いタンクで、次に示す「休止の条件」を満たしている場合、休止の間は内面コーティング等の措置を講じなくてもよいとされています。（注1）

また、腐食のおそれが（特に）高いタンクに限らず、休止している地下貯蔵タンクで、同様に休止の条件を満たしている場合、定期点検のひとつである“漏れの点検”の期間を延長することができます。（注2）

《休止の条件》 ※休止の条件を満たしているか消防職員が現地確認を行います。

- 危険物が清掃等により完全に除去されていること
- 危険物のタンクへの流入を防止するために閉止板を設置することや注入口を施錠すること
- 注入口付近及び危険物施設の掲示板付近に休止の旨の標識を掲示すること

注1： 休止を条件として内面コーティング等の措置を講じないこととする場合は、休止の届出と併せて休止の間、内面コーティング等の措置を講じないことを市町村長等が認めた場合に限りです。

なお、この場合、再開する日の前日までに内面コーティング等の措置を完了しなければなりません。

注2： 休止を条件として漏れの点検の期間を延長する場合は、休止の届出と併せて漏れの点検期間延長の申請が必要です。

なお、この場合、再開する日の前日までに漏れの点検を実施しなければなりません。

7. Q&A ～質疑応答～

Q1 ガソリンスタンドで地下タンクを複数保有しているが、どのように対応したらよいですか？

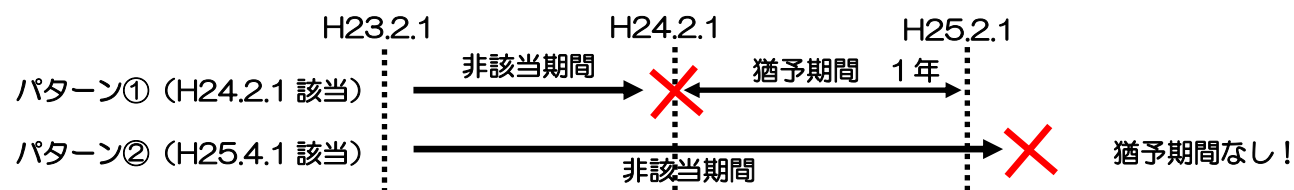
(答) タンク一基ごとに一定要件に該当するかを確認し、確認結果に応じ必要な措置を実施します。

Q2 50年前に地下タンクを設置し、20年前にタンクを入れ替えましたが、この場合設置年数はどのように取り扱いますか？

(答) 入れ替えた際に交付された「完成検査済証の交付日」を起算日として扱います。

Q3 現時点で腐食のおそれが（特に）高いタンクに該当する場合は、平成25年1月31日までの間に必要な措置を講ずればよいとされていますが、それ以降に該当するタンクについても経過措置（猶予期間）があるのですか？

(答) 例えば、下図のパターン①のような場合は、平成25年1月31日まで経過措置がありますが、パターン②のような場合は、該当することになる日までに内面コーティング等の必要な措置を講じなければなりません。したがって、まだ該当しないタンクであっても、事前に改修の計画を立てておくことが必要です。



＜お問い合わせ先＞ ご不明な点は各区の消防署予防課にお問い合わせください

中央消防署予防課：043-202-1620

花見川消防署予防課：043-259-2937

稲毛消防署予防課：043-284-5174

若葉消防署予防課：043-237-8087

緑消防署予防課：043-292-6271

美浜消防署予防課：043-279-0449



地下貯蔵タンクの流出事故防止対策

千葉市消防局

1. はじめに

危険物施設における流出事故件数は、平成19年をピークに減少傾向にあるものの、平成21年中は360件と依然として高い水準にあり、事故原因の多くは、地盤面下に埋設された地下貯蔵タンクの腐食等劣化によるものとなっています。

また、流出場所が地下であるという特徴から、発見が遅れる可能性が高く、流出範囲が広範囲にわたるおそれがあり、流出した危険物による火災危険や環境汚染等が懸念される状況にあります。

このような状況を踏まえ、地下貯蔵タンクの流出事故を防止する目的から、平成22年6月に危険物の規制に関する規則等の一部が改正され、一定の要件に該当する地下貯蔵タンクは内面コーティング等の必要な措置を講じなければならなくなりました。

(平成23年2月1日施行、ただし平成25年1月31日までの間は経過措置があります。)

2. 流出事故防止対策が必要となる地下貯蔵タンク

現在、地盤面下に直接埋設されている鋼製一重殻タンク^{※1}で、設置年数^{※2}・塗覆装^{※3}・設計板厚^{※4}が一定の要件に該当するタンクを“腐食のおそれが（特に）高いタンク”とし、これに該当するものは、必要な措置を講じなければ使用することができなくなります。

※1 鋼製一重殻タンクとは、貯槽が1枚の鋼板で造られたタンクを指し、タンクに鋼板又は強化プラスチックを間げきを有するように取り付けられていないものをいいます。

※2 設置年数とは、地下タンク設置時の完成検査済証の交付日からの経過年数を指します。

※3 塗覆装とは、地下タンクの腐食を防止するために施されている、タンク外面保護材を指します。

※4 設計板厚とは、地下タンク設置時のタンク本体の板厚を指します。

《基本条件》

タンクの設置形態・構造等



《一定要件》

措置要否の判断

- ① 設置年数
- ② 塗覆装
- ③ 設計板厚

《必要な措置》

必要な措置の選択

- ・内面コーティング
 - ・電気防食
 - ・常時監視装置^(注)
- 一定の要件に該当する場合
のいずれか

(注) 腐食のおそれが特に高いタンクの場合、「常時監視装置」を選択することはできません。

内面コーティング・電気防食・常時監視装置については、内ページを参照してください。

3. 流出事故防止対策を要するタンクに該当するかの確認

確認手順1: 「完成検査済証」と「構造設備明細書」を準備します。

確認手順2: ①設置年数の確認 → 完成検査済証の「交付年月日」に基づいて経過年数を算出します。

②塗覆装の確認 → 構造設備明細書の「タンク外面保護」の欄で確認します。

③設計板厚の確認 → 構造設備明細書の「材質・板厚」の欄で確認します。

確認手順3: 「確認手順2」の確認結果をもとに、下記のチェック表のどこに該当するかを確認します。

【確認メモ】 経過年数: 年 ・ 塗覆装の種類: ・ 設計板厚: mm

タンクの区分チェック表

設置年数・塗覆装の種類	規制の区分			
	腐食のおそれが高い		腐食のおそれが特に高い	
	設計板厚	チェック	設計板厚	チェック
50年以上				
アスファルト*			全ての設計板厚	
モルタル	8.0mm 以上		8.0mm 未満	
エポキシ樹脂又は タールエポキシ樹脂	6.0mm 以上		6.0mm 未満	
強化プラスチック	4.5mm 以上 12.0mm 未満		4.5mm 未満	
40年以上50年未満				
アスファルト	4.5mm 以上		4.5mm 未満	
モルタル	6.0mm 未満			
エポキシ樹脂又は タールエポキシ樹脂	4.5mm 未満			
強化プラスチック	4.5mm 未満			
30年以上40年未満				
アスファルト	6.0mm 未満			
モルタル	4.5mm 未満			
20年以上30年未満				
アスファルト	4.5mm 未満			

※設置年数50年以上で塗覆装がアスファルトのものは全て腐食のおそれが特に高いに該当します。

① 内面コーティング
② 電気防食
③ 常時監視装置
のいずれかを実施

① 内面コーティング
② 電気防食
のいずれかを実施

該当期の確認

区分	該当する時期
腐食のおそれが高い	平成 年 月 日
腐食のおそれが特に高い	平成 年 月 日

※現時点で腐食のおそれが(特に)高いタンクに該当しない場合であっても、年数の経過によっていずれは該当することになりますので、該当する時期を予め確認しましょう!

4. 腐食のおそれが(特に)高いタンクに該当した場合の必要な措置

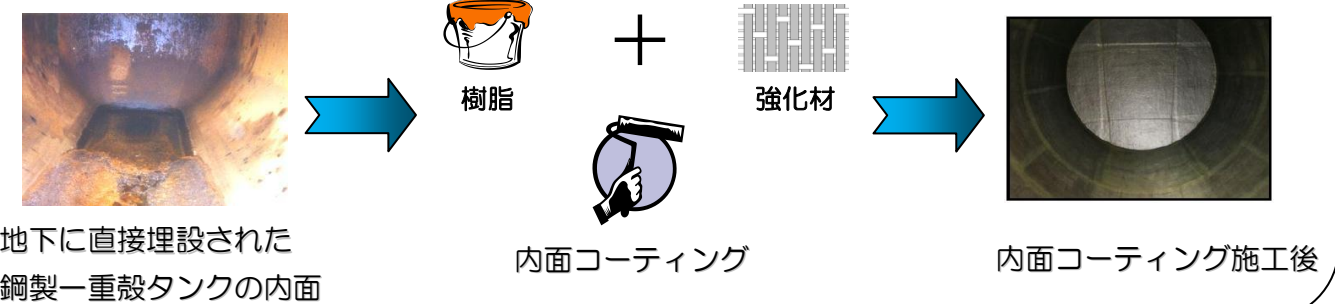
腐食のおそれが(特に)高いタンクに該当する場合は、①内面コーティング、②電気防食、③常時監視装置のいずれかの措置が必要となります。

(※ 腐食のおそれが特に高いタンクの場合、必要な措置として選択することはできません。)

① 内面コーティング

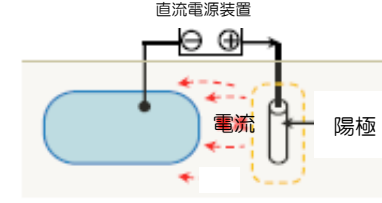
内面コーティングとは、タンクの内面の腐食を防止するためのコーティングであり、ガラス繊維強化プラスチックライニングで厚さ2.0mm以上コーティングすることとされています。

なお、内面コーティングを行う場合は、職業能力開発促進法に基づく「二級強化プラスチック成形技能士(手積み積層成形作業)」またはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行うことが望ましいとされています。



② 電気防食

電気防食とは、土中に設置した電極からタンク(金属)に電流を流すことによって、タンクの電位(電気的なエネルギー)を腐食しない電位までに変化させ、腐食を防止することをいいます。電気防食システムには流電陽極方式、外部電源方式、選択排流方式がありますが、流電陽極方式が一般的です。



③ 常時監視装置*

常時監視装置とは、地下タンクからの危険物の微量な漏れ(直径0.3mm以下の開口部からの漏れ)を常時検知する設備で、高精度油面計があります。



地下タンクへの受入・払出・タンク内貯蔵量を継続的に記録し、統計的手法を使って分析して危険物の流出の有無を確認する方法もあります。

5. 各種工事を行う場合の基本的な手続き

設置年数・塗覆装・設計板厚が一定の要件に該当するタンク(腐食のおそれが(特に)高いタンク)で、内面コーティング等(常時監視装置は除く)の工事が必要な場合は「変更許可」の申請が必要となります。

なお、現時点で腐食のおそれが(特に)高いタンクに該当していないもので、将来これらのタンクに該当することに備えて、事前に内面コーティング等の工事を行う場合は、資料提出書による届出が必要となります。(※マンホールの取付け等を伴う場合は、変更許可の申請が必要となります)

※ タンクの腐食等劣化状況によっては、内面コーティング等の措置を講じることができない場合がありますので、事前に消防署へお問い合わせ・ご相談ください。